

福岡県子ども審議会専門委員会設置要綱

(専門委員会の設置)

第1条 福岡県子ども審議会条例（令和6年福岡県条例第13号）第9条の規定に基づき、福岡県子ども審議会（以下「審議会」という。）に、以下の専門委員会を設置する。

- (1) 青少年育成支援専門委員会
- (2) こども福祉専門委員会
- (3) 出産・子育て支援専門委員会

(調査事項)

第2条 各専門委員会は、福岡県の子ども計画のあり方について調査する。各専門委員会の調査事項は審議会において決定する。

(委員長及び権限)

第3条 各専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会の会長が指名する。
- 3 委員長は、専門委員会の事務を掌理し、専門委員会の審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 4 委員長に事故のあるときは、委員長が予め指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会の構成)

第4条 各専門委員会は、福岡県子ども審議会条例第4条に基づいて任命された委員及び第6条に基づき任命された専門委員により構成する。

- 2 各専門委員会に属すべき委員または専門委員は、審議会の会長が指名する。

(専門委員会の開催)

第5条 各専門委員会は委員長の指示により開催する。

(審議会への報告)

第6条 専門委員会は、調査結果を審議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 専門委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、審議事項が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかになる場合
- (2) 当該会議を公開することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
- (3) 当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 当該会議を公開することにより、事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
- (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を認められる場合
- (6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
- (7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。